**大都市制度（特別区設置）協議会**

≪第３５回議事録≫

■日　時：令和２年６月１９日(金)　１３：００～１３：３４

■場　所：大阪市会　特別委員会室

■出席者：今井豊会長、吉村洋文委員、松井一郎委員、土井達也委員、河崎大樹委員、

（名簿順）横山英幸委員、紀田馨委員、杉本太平委員、原田亮委員、肥後洋一朗委員、

　　　　　中村広美委員、ホンダリエ委員、山下昌彦委員、守島正委員、藤田あきら委員、

　　　　　北野妙子委員、川嶋広稔委員、西﨑照明委員、山田正和委員、山中智子委員

（今井会長）

　定刻となりましたので、第35回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

　まず、定足数の確認ですが、本日は２分の１以上の委員にご出席いただいておりますので、協議会規約第６条第４項に基づく定足数に達し、会議が成立いたしておりますことをまずもってご報告させていただきます。

　本日の協議については、協定書（案）の事前協議結果について事務局から説明を聴取いたします。その後、代表者会議でご協議いただいたとおり、各会派から意見開陳を行っていただくとともに、協定書（案）を決定し、大都市地域特別区設置法第５条に基づく国との協議報告を行うことについて採決を行いたいと考えております。

　なお、本協議会は多くの府民、市民の皆さま方がインターネット配信を視聴されておりますので、発言される場合はまず挙手をいただいて、私が指名をしてからマイクを通してご発言いただきますようお願いをいたします。

　それでは、議事に入ります。まず資料１協定書（案）の事前協議についてほか提出資料をご説明願います。事務局、よろしくお願いします。

　榎下部長。

（事務局：榎下制度企画担当部長）

　恐れ入ります、資料１協定書（案）の事前協議についてをご覧いただきましてご説明いたします。

　表紙をおめくりいただきまして、１ページ、事前協議の経過をご覧ください。６月３日までの経過は既にご報告させていただいておりまして、６月10日、総務省を通じて厚生労働省の質問、意見が１件送付され、これに対する回答を６月12日に送付をいたしております。その内容につきましては２ページをご覧いただきまして、厚生労働省から母子父子寡婦福祉資金貸付金の既存債に関しては、国の債権管理上、母子父子寡婦福祉貸付金債権とともに特別区に一元的に管理されることが望ましいとの意見が示されたことを受けまして、母子父子寡婦福祉資金貸付金の承継先を、２ページ表の右側に記載のとおり一部修正する旨回答をいたしております。

　本件につきましては、前回の第34回協議会におきまして概要を既にご報告させていただいておりまして、本協議会として母子父子寡婦福祉資金貸付金の地方債を特別区に承継する方向で協定書（案）を修正するとされておりますことから、資料２のとおり、協定書（案）の記載事項を一部修正してございます。

　以上をもちまして、協定書（案）に対する国との事前協議は終了いたしております。本日は、お手元に国協議の結果を反映した資料３特別区設置協定書（案）、資料４特別区制度（案）の修正箇所、資料５特別区制度（案）を配付させていただいておりますので、併せてご参照ください。

　説明は以上でございます。

（今井会長）

　ありがとうございました。前回の協議会での報告のあったとおり反映されたとのことです。何かご発言ありますか。ないですか。

　それでは、この項目については終了したいと思います。ありがとうございます。

　それでは、これより協定書（案）の決定及び大都市地域特別区設置法第５条に基づく国との協議報告を行うことについて意見開陳と採決を行いたいと思います。

　まず、維新、自民、公明、共産の順で意見開陳を行っていただきますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、維新さん、お願いいたします。山下委員。

（山下委員）

　大阪維新の会の山下です。

　本日の採決に先立ち、我が会派の意見を申し述べます。

　現在、新型コロナウイルスの世界的流行により、大阪府市各議会ともに全力を挙げて対策に当たってはいますが、最前線で対応に当たっている医療現場の方々や府市職員各位には心から敬意を表するとともに、罹患された方々の一刻も早い回復を祈念いたします。

　今回は、感染症流行の状況によりやむを得ず市民との直接による出前協議会が中止ということになり、皆さまには大変なご迷惑をおかけいたしました。住民の皆さまからもご意見をいただきながら、協議会委員各位のご協力のもと、議論が進んでまいりました。今後は、コロナウイルスの第２波、第３波が予想されますが、感染者数の推移を慎重に見ながら、住民投票に移行できるよう努力をしていかなければならないと考えます。

　さて、協議会では、府と市の二重行政の解消、最適な基礎自治体の確立による住民サービスの拡充をめざし、今回、法定協を再開し、議論を進めてまいりました。昨年、2019年の統一地方選挙、知事市長選挙を経て都構想の推進について大きな民意をいただき、同年６月に法定協議会が再開をされました。当協議会は、これまで34回、本日で35回目の開催を重ね、本協議会の責務でもある協定書の取りまとめを迎えました。大阪市会や府議会での議論などを含めれば、制度設計に関する実に多くの議論が、住民の代表である知事、市長、各議会のもとで行われてまいりました。停滞していた制度の議論は大きく前進し、バージョンアップされた協定書（案）を多く議論してまいりました。

　過去、この大阪において、大阪府と大阪市における巨大な役所の二重行政により、これまでたくさんの成長の機会を逸してきました。大阪市域を超えた経済圏をまるで分断するかのような自治体の枠組み、インフラ整備や経済施策など広域事業については方向性が統一されることはなく、関西経済圏の中心である大阪は、本来であれば日本の中で東京と並ぶ首都機能を有するはずが、その役割を果たすことができませんでした。さらに、巨大過ぎる基礎自治体のもとで発生してきた補完性の原理欠落、混雑コストなどにより非効率な税の投資が発生をし、機会損失により住民生活は大きく損なわれることになりました。

　今回のコロナウイルスの対応においても、知事に発信を一元化し、綿密な調整のもと、司令塔を一元化した危機管理対応は大きく功を奏した次第です。松井市長、吉村知事は、日頃の綿密な意思決定のすり合わせを通し、広域行政の決定を行われていますが、これは非常にまれな状況、人間関係のみによる話合いの結果です。このままでは、二重行政の解消には限界があります。過去の知事、市長の意見の不一致が何よりのあかしです。

　広域行政の決定権を持つ首長、議会が、府と市のそれぞれの存在する限りにおいて、将来的に必ず意思決定の不一致は発生をし、それが大阪の成長を大きく毀損する二重行政発生のリスクとなります。この人間関係のみで成り立っている二重行政の解消を制度として担保することで、未来に向けてこの大阪の成長を確実なものにしていく必要があります。

　都構想の財政効率化効果、経済効果も議論をされました。適正規模の基礎自治体になることで、年間1,000億の財政効率化の効果や二重行政解消による効率化効果、また、それを基に社会資本整備の投資を行っていくことで、10年で１兆円を超える波及効果についても専門家の方々から報告を受け、いくつかの指摘を得ましたが、依然頑健な都構想の経済効果が確認されたところです。

　最後に、前回、制度に関する正しい住民理解を損なうミスリード、いわゆるデマが多く広がりました。例えば、都構想は大阪府の赤字の解消のため、または府に財源を奪われるなどといった表現は都構想の目的をすり替え、特定のイメージを住民に植えつけたい、ただの安直なミスリードにすぎません。さらに、府市再編により税金が上がる、敬老パスがなくなる、水道料金が上がるなどといった悪質なデマまで横行をいたしました。こういった制度の理解を損なうミスリードについては、協議会だよりはもちろんのこと、あらゆる媒体を通じて積極的な情報発信を強く求めておきます。

　以上、このたび協定書（案）について大阪維新の会は賛成であることを申し上げ、我が会派からの意見の開陳といたします。

　以上です。

（今井会長）

　ありがとうございます。

　次に、自民さん、お願いします。川嶋委員。

（川嶋委員）

　自由民主党の大阪市会議員川嶋広稔より見解を申し上げたいと思います。

　最初にお断りをいたしますが、府議会の委員と市会の委員とでは後ほど行われる採決において態度が異なることから、市会の委員として反対の立場からの見解表明といたします。

　それでは、まず最初に、コロナ禍でこれまでの価値観が大きく転換するということを申し上げたいと思っております。

　いまだ世界の各地においてロックダウン、都市封鎖により長期間にわたって厳しい行動制限が課せられ、製造、生産、流通、消費といった経済の循環が機能停止に陥りました。また、働き方についても、在宅勤務などのリモートワークが一気に進み、さらには住民の行政に対する期待も変わってきています。

　アフターコロナの社会を見据えると、経済や社会のシステムが大きく転換していくであろうことは、皆が感じているところではないでしょうか。加えて、我が国において、海外との渡航制限によってインバウンドが極端に減少し、４月、５月で訪日外国人の数が99.9％激減したとの衝撃的な数字も公表されたところであります。また、世界各地のカジノが閉鎖されるなど、大阪都構想が前提としていた社会は大きく変容したと指摘せざるを得ません。価値観が大きく転換した今、大阪都構想についても、その前提から見直されるべきであるとともに、今やるべきことは、アフターコロナの社会に向けた新たな社会経済システムへの対応であって、大阪都構想どころではありません。

　さて、先般、制度（案）に関する市民意見の募集が行われ、前回の法定協議会においても報告がありましたが、その中には、都構想よりもコロナ対策に全力で取り組むべき、この非常事態に出前協議会や意見募集をしている場合ではないといった意見が全体の４分の１を占めていました。この市民の切実な願いとして重く受け止めなければなりません。確かに日本においてはコロナ感染症は一定落ち着きを見せておりますが、コロナによって大きな打撃を受けた企業活動や住民生活は今なお移動の制限、特に海外との移動の制限等も受けるとともに、製造、生産、流通、消費のサイクルも十分に回復しておらず、非常に厳しい状況にあることに何ら変わりはありません。今後の日本経済や国と地方の財政にどのような影響が出てくるのか、税収見込みがどうなっていくのか全く見通しが立たない状況であります。このような状況において、市民生活や企業活動に大きな変化をもたらす大阪都構想の議論は進めるべきではないと重ねて申し上げます。

　少なくとも、今最優先で取り組むべきは、大阪市には財政調整基金などの豊かな財源がありますが、この財源を積極的に活用して、決して全てを使い切れと言っているわけではありませんが、中小企業支援や生活再建支援、医療体制の充実、台風や地震等の災害に備えた避難所の充実など、目前の課題に取り組むべきであります。

　以上のように、今、大阪都構想ではなくコロナ対策、目の前にありますコロナ対策とともにアフターコロナの社会に向けた対応に全力を挙げるべきとの思いから反対をする次第であります。

　最後に、特別区制度の内容等について簡単に問題点を５点ほど指摘しておきたいと思います。

　１点目として、大阪市を廃止、四つの特別区の設置には膨大なコスト、手間、時間を要するという問題です。特別区の設置にコスト、手間、時間をかけるぐらいなら、コロナから再生復活するための施策や事業の充実に努めるとともに、想定されている第２波やインフルエンザ、台風や地震を控えた大規模災害等への備えを万全にするべきであります。

　２点目は、特別区には十分な財源と職員体制が用意されておらず、公選区長によるニア・イズ・ベターの実現は困難であるという問題であります。

　３点目は、現在の財政シミュレーションは、平成30年２月公表の市の粗い試算をベースとしており、コロナの影響、要は多額の歳出と税収の大幅な減などを全く反映されておらず、意味をなさないものであるということです。少なくとも財政シミュレーションは最新の市の粗い試算をベースとするとともに、コロナの影響が判明し次第適宜修正をかけていきながら、市民に正しい情報を提示すべきであります。特別区が設置された際に財政的に成り立つかどうかわからない状況となりました。財政シミュレーションの面だけでも大阪都構想の前提が変わっているのですから、今大阪都構想を進めるべきではないということは当然の判断です。

　４点目に、嘉悦学園が示した財政効率化効果及びマクロ経済効果は全くもって実態にそぐわない机上の数字にすぎないうえに、何度も指摘を受けて訂正を繰り返さなければならないような欠陥品であるということです。当然住民の説明には用いるべきではありません。もし住民の説明に使うなら、Ｕ字カーブの是非も含めて公平な第三者による検証がされなければなりません。

　５点目として、広域機能の在り方について、府、市が共通の整合性の取れた方向性のもとに施策や事業を進めていくべきでありますが、大阪市を廃止しなければ実現できないものではないと、この点も指摘をしておきます。

　以上、るる述べてまいりましたが、コロナ禍でこれまでの日常が破壊され、ある意味これまでの常識が破壊され、新たな価値観への転換が余儀なくされています。また、市民生活や企業活動は疲弊し、じっくり腰を据えて考える余裕などない状況です。このような状況において住民投票を強行すべきでないと指摘を申し上げ、反対の立場の意見表明といたします。

　なお、自民党としては、冒頭申し上げましたように、後ほどの態度表明においては、府議会の委員２名は賛成を、市会の委員２名は反対の態度となることを申し添えておきます。

　以上です。

（今井会長）

　ありがとうございます。

　次に、公明さん、よろしくお願いします。肥後委員。

（肥後委員）

　公明党の肥後洋一朗です。

　協定書（案）の取りまとめについての採決に当たり、我が党の見解を申し上げます。

　我が党は、第24回法定協議会において、選挙で示された民意を重く受け止め、特別区設置に賛成の立場から住民目線で協定書づくりに取り組むことを表明し、この間、一貫して住民サービスの維持拡充の観点から新しい大阪の在り方について積極的に議論を行ってきました。我が党からは、住民サービスの維持や設置コストなどで課題があった特別区素案について四つの観点から改善提案を行いましたが、協議の結果、私たちの提案に沿った形で修正され、都構想の制度案をよりよいものにつくり上げることができたものと考えます。

　我が党が求めた点を振り返りますと、まず一つ目に、特別区設置に伴い住民サービスを低下させないということです。大阪市が独自に実施してきた敬老パス、塾代助成事業やこども医療費助成制度などの住民サービスを維持し、特別区になっても継続していくことが重要です。協定書には、維持するよう努めるといった努力義務ではなく、維持することと、住民サービスを確実に承継していくことを明記すべきであると求めました。その結果、住民サービスの内容や水準を維持すると明記されたことになりました。これにより、現在の住民サービスが維持されるとともに、270万人口を抱える大阪市体制から四つの特別区に権限と財源が移っていくことで、より住民の皆さまが望んでいるサービスの実現につながるものと考えます。例えば、特別区では図書館機能をより使いやすくしたり、独自の高齢者施策や子育て世帯への助成、区内の公園について整備を広げたりするなど、住民の声を聞いて身近な区長の判断で実施することも可能です。特別区の財源の充実についても改善が図られました。特別区において住民サービスを安定的に維持、さらに向上させていくためには、これまでの議論を超える財源配分が望ましいとの要望を行いました。そうした我が党の要望を踏まえ、特別区設置から10年間は毎年37億円、それ以降も毎年17億円を特別区への追加的な財源が措置されることとなりました。特別区における安定的な住民サービスの提供に大きな前進であると考えます。

　二つ目に、今の区役所機能を維持し、決して窓口サービスを低下させないことです。区役所がなくなるのではないかというご心配の声が多く寄せられていました。このため、区役所の体制の確認や、慣れ親しんだ区役所の名称を変えないという提案などを行い、各種証明の発行など、窓口サービスや保健福祉の相談、支援などが今までどおり区役所で継続され、住民皆さんの利便性が維持されることが明確になりました。

　三つ目に、設置コストです。コストはできるだけ抑えることが重要です。この点についても我が党の提案を受け、これまで以上に改善が図られました。当初の案では、初期費用で最大563億円、このうち庁舎整備経費で361億円と試算されていましたが、将来の住民サービスの充実のためには、新たな住民負担となる庁舎整備コストは最少限に抑える必要があると考え、我が党からは既存庁舎の利活用状況の再調査などを主張しました。その結果、庁舎整備経費を46億円とすることができ、初期費用を241億円にまで抑えることができました。

　四つ目に、児童相談所の設置です。児童虐待防止対策の強化は喫緊の課題です。全ての特別区に児童相談所が１年でも早く実現することが必要であることを主張しました。これに対し市長からは、市として４か所体制をめざすとの整備方針が示されました。法定協議会ではそれを踏まえ、特別区が設置された場合における児童相談所の運営方法や組織体制の在り方が示され、しっかりとした体制と具体的な整備スケジュールを構築することができました。

　以上述べたように、当初示された制度（案）の課題は、我が党の修正提案に沿って改善され、都構想のよりよい制度（案）をつくり上げることができたものと考えます。2020年以降の協議会においても、我が党の提案を受けてさらに改善が図られました。特別区の地域防災計画に24か所の区役所単位での災害対策本部の設置も盛り込むべきだと訴えたことに対し、24区の災害対策本部の設置を特別区の防災計画に盛り込むという方向性が示されました。また、動物園や博物館などの市民利用施設での優遇措置については、特別区民は当然のこと、府民の皆さまへも優遇の対象を拡大すべきと訴えました。その結果、特別区においては優遇措置を継続し、府民の皆さまにも拡大するよう調整していく方向性が示されました。さらに、特別区をまたいだ通学、通園などについても、特別区を境にしてサービスが受けられなくなるような事態は避けられるよう対策を進めるとの方向性が示されました。

　以上のとおり、我が党の主張を都構想の制度（案）にしっかりと反映でき、住民目線に立ったよりよい協定書（案）をつくり上げることができたものと考えます。

　今、世界は新型コロナウイルス対策が喫緊の課題であり、大阪府、市においても同様であると考えています。アフターコロナ、ウィズコロナと言われる次なる時代に向けて社会がどうあるべきか問われています。ビッグデータやＡＩ技術の活用などデジタル化の普及が極めて重要となり、またそれらを活用しての感染症対策、災害対策の強化が求められています。このような危機的事態に陥ったときに、府民、市民の命や健康、生活を守り、効果的な施策を迅速に実施できるような、しっかりとした行政機構の受皿をつくり上げていくことも重要です。我が国のありようを改めて考えたとき、政治、経済、文化の東京一極集中が進み、大阪、関西は長期にわたって低落傾向が続いています。大阪と関西の成長は密接にリンクしています。関西大都市圏としての成長を視野に入れ、今こそ大阪がその特色や独自性を生かした将来ビジョンや戦略を掲げて、地域の成長、発展のために果敢に挑戦していくことが求められています。人口減少、超高齢化社会の到来により地域のニーズに沿った住民サービスを効率的、効果的に提供できる持続可能な体制づくりも喫緊の課題です。大阪に迫り来る少子高齢化を乗り越え、大阪のさらなる成長を実現し、府民、市民の安心、快適な生活を実現するために、大都市制度改革が必要であることはもはや明らかであります。特別区設置に向けた議論は、今後も議会などで続いていくことになりますが、我が党としては、大阪の改革を前に進めるため、今後も特別区設置に賛成の立場から、将来の在り方を形づくる議論に責任を持って、皆さまの生活がよりよいものになるように、しっかりと住民目線に立った議論を行ってまいります。

　以上から、本協議会で取りまとめられた協定書（案）については賛成の立場を表明し、我が党の意見開陳とします。

（今井会長）

　ありがとうございます。

　次に、共産さん、お願いします。山中委員。

（山中委員）

　それでは、日本共産党の意見を述べさせていただきます。

　この間、３年間にわたって議論してきましたが、そもそもこの大阪市廃止分割構想は、大阪市を潰して、財源、権限を大阪府に取り上げて、半人前の自治体である特別区をつくるというもので、地方分権の流れに逆行する時代錯誤、地方自治破壊の暴挙にほかなりません。そのうえ、特別区は、特別区設置のための初期コストや分割に伴う毎年の経費の増大により、これまで大阪市として行ってきた市民サービスは、そのいくつかをカットせざるを得なくなるという、市民にとっては踏んだり蹴ったりとしか言いようがないもので、まさに百害あって一利なしです。しかも、今回の案では、北区以外はまともな庁舎を持てず、中之島庁舎に1,510人もの職員を同居させることを前提にするなど、特別区や特別区民のことなどどうでもいいと言わんばかりのものであり、私たちは、この協定書（案）には反対だということを改めて申し上げておきます。

　加えて、今回、新型コロナという未曽有の感染症を受けて一層、大阪市廃止、ましてや11月の住民投票などあり得ないという点を強調させていただきます。この間、市民は常に命の危険と隣り合わせという状況で過ごしてきました。今現在、大阪においては拡大が収まっているとはいえ、今なお２波、３波の恐怖におびえるとともに、インバウンドの激減、休業、自粛等によるかつてないほどの経済の落ち込みの中で、多くの方が暮らしの危機に直面しておられます。職や収入を失い、明日どうやって食べていこうかとか、長年築いてこられたご商売をたたむしかないという方もたくさんおられます。感染を警戒しながらの学校生活が始まった子どもたちや、デイサービスや食事会など人との交流がなくなって戸惑っている高齢者などの体と心のケアも本当に大変です。皆さん生きることに精いっぱいです。副首都推進局が行った意見募集でも、今はやめてほしいという意見が圧倒的だったことをきちんと受け止めるべきです。しかも、集会や宣伝などについては制約が続き、内容を丁寧に周知できるような環境にもない中で住民投票するなど、理解に苦しみます。

　そのうえ、住民投票の対象となる協定書（案）は新型コロナ以前のものです。コロナ以前の国の経済成長率に基づく大阪市の収支の動向を前提に財政シミュレーションを行い、住民サービスの維持に努めると書き込むとか、大阪府からの配分を10年間は増額するとか説明していますが、新型コロナの影響で市税収入は落ち込み、一方で休業補償、生活支援、景気対策で支出は増加し、大阪市の収支は大幅に悪化します。財政当局が、コロナの影響を踏まえた大阪市の中期的な収支の見通しはいつ出せるかわからないとしているとおり、全く先行きが見えないのに、コロナ以前の試算で特別区の財政を説明するなど、市民をだますようなものです。コロナの影響を踏まえた財政シミュレーションに基づいて議論することなしに、住民投票はできないはずです。

　また、コロナ禍のもと、学校や地域などは行事や交流などをことごとく中止してきました。秋に向けて、感染の状況を考慮しながらも運動会などの行事を行い、絆を深めようとしています。そんなときに住民投票で地域を分断するなどひど過ぎると思いますし、11月１日住民投票をちらつかされて、日程調整にも苦慮しておられます。市民を大切に思うなら、住民投票は当分やらないと表明するのが当然だと考えます。

　そして、今やるべきことは、必至だと言われている第２波の襲来に備えて保健所機能や病院体制等を抜本的に拡充するとともに、市民や中小企業の暮らし、営業への支援等に、国、地方を挙げて全力で取り組むことだと考えます。今回の感染拡大の中で、公衆衛生機能や医療体制がいかに不十分なものであるか明確になったことは、誰も否定できません。減らされてしまった保健師さんなどの抜本的な増員や医療体制の拡充は急務です。また、全国でも突出している財政調整基金も活用して、市民の暮らしや中小企業の営業を支援することを市民は心から願っています。住民投票や大阪市廃止、特別区設置に何百億円もかけるなど、もってのほかです。つけ加えれば、夢洲開発やＩＲ、カジノ誘致もストップしなければ、財政が立ちいかなくなるのではないかと思いますし、ポストコロナの時代を見据えたとき、夢洲開発やカジノ誘致を従来どおり進めるべきなのかどうかということも真剣に検討されるべきだと思います。

　最後に、大阪はコロナ対策がどこよりもうまくいった、司令塔を一元化したからだ、だから今大阪市廃止なんだ、この論についてです。第１波に対する取組状況については、まだ途上ではありますが、国はもちろんのこと、それぞれの自治体ごとにいろいろな角度から真摯に検証を行うことが求められています。体制の問題、公衆衛生や医療の量の問題など検証しなければなりませんが、体制については、もともと緊急事態宣言のもとでのさまざまな権限は知事ですから、知事が判断、発信することになるのは当然です。他の都道府県もそうした役割分担はきちんとなされていただろうと思います。また、文字どおり一人の指揮官状態である東京都は万々歳だったのかといえば、今も多くの感染者が発生し、何かと批判も寄せられていることは周知のとおりです。大阪も、前回も申し上げましたが、救急病院が受入れを停止したり、熱があってもどこも見てくれなかったり、検査は非常に少なかったり、検証、反省しなければならないことはたくさんあるわけです。手放しで、うまくいった、うまくいったと言い、それは一元化なんだと、何でもかんでも都構想を礼賛するようなことはすべきではないと思います。医療や生活支援、営業支援の中身がどうなのか、中身の検証と拡充にこそ力を尽くすべきです。

　そういう意味で、私がむしろ着目しているのは、他の自治体では、役割分担はしながらも、基礎自治体の市町村も住民の命や暮らしや営業を守るために懸命に独自の努力をしているということです。国や府の制度の対象にならない事業者に給付金の制度をつくったり、10万円の給付金に上乗せをしたり、さまざまな形で事業者支援、生活支援、文化への支援を実施しています。大阪市は、そういう点では本当に貧弱だという批判が根強く、バーチャル都構想だか何だか知らないが、都構想になったら、基礎自治体である特別区は市民のための仕事はしないということなのかと言われた人もいます。

　繰り返しますが、今やるべきことは、何でもかんでも制度に結びつけて大阪市廃止に血道を上げることでは決してなく、政令市大阪市としての力と役割を発揮して、公衆衛生機能と医療体制の強化、市民の営業と暮らしの支援に全力を尽くすべきだと申し上げ、日本共産党の意見といたします。

（今井会長）

　ありがとうございました。

　それでは、次に採決に移りたいと思います。特別区設置協定書（案）の決定及び大都市地域特別区設置法第５条に基づく協議報告を行うことについて賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

（今井会長）

　起立多数であります。お座りください。

　ただいま本協議会として協定書（案）が決定されました。この協定書（案）をもって速やかに大都市地域特別区設置法第５条に基づく国への協議報告を行います。

　次に、今後、協定書（案）について国への協議報告を行ううえで軽微な修正が生じる場合があるのではないかとも考えております。そのような場合、規約第５条第３項の定めにあるとおり、協議会事務を掌理する会長において対応させていただきたいと思います。委員各位にはご連絡をさせていただくこととしてご意見ご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（今井会長）

　それでは、そのようにさせていただきます。

　これで本日の予定は終了となります。何かご意見ありましたらよろしくお願いします。

　特段ご意見がないということですので、これで本日の協議会を終了いたします。

　なお、本日は代表者会議を開催いたしませんので、よろしくお願いいたします。

　本日は本当にありがとうございました。